

附則

第六條 本規則ハ大正十一年八月十七日ヨリ之ヲ實施ス

第七條 會社營業ノ状態ニ依リ本規則ヲ加除改廢スル

コトアルヘシ

第八條 本規則ニ代ハルヘキ法規實施ノ場合ハ之ヲ廢

止スルコトアルヘシ